奈良国立大学機構内部統制に関する基本方針

令和４年９月３０日
役　員　会　承　認
改正　令和６年１月２６日

国立大学法人奈良国立大学機構（以下「機構」という。）は、業務方法書第２章の規定に基づき、内部統制に係る持続的な活動を通じて、業務に関わる法令等の遵守に努め、業務の適正及び公正を確保するため、内部統制の目的と構成要素からなる基本方針を以下のとおり定める。

１．内部統制の目的

次に掲げる事項について内部統制の整備及び運用状況を点検・評価し、必要な改善措置を講じることで業務の適正及び公正を確保する。

（１）業務の有効性と効率性
（２）財務報告の信頼性
（３）業務に関わる法令の遵守
（４）資産の保全

２．内部統制の構成要素

次に掲げる内部統制を構成する基本的要素を各業務における様々な系列に組み込み、機能させることで上述の目的を達成する。

（１）統制環境
組織の気風を決定し、機構内のすべての構成員の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎となるもの。

（２）リスク評価
組織の目標の達成に影響を与えるリスクを識別、分析及び評価することによって、事故が発生するリスクを低減する一連のプロセスのこと。

（３）統制活動
役員の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続のこと。

（４）情報伝達
必要な情報が組織や関係者相互間に、適切に伝えられることを確保すること。

（５）モニタリング
内部統制の有効性を継続的に監視及び評価するプロセスのこと。

（６）ICT への対応
組織の目標を達成するためにあらかじめ適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において機構の内外の ICT に対し適切に対応すること。

３．反社会的勢力への対応の在り方についての方針

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部機関と緊密に連携し、機構を挙げて毅然とした態度で対応する。

附　則
この基本方針は、令和４年９月３０日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則（令和６年１月２６日改正）
この基本方針は、令和６年１月２６日から施行する。